

令和2年4月18日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
内閣府特命担当大臣 西村康稔 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿
文部科学大臣 萩生田光一 殿

株式会社 Granny

代表取締役会長 小倉丘礼

〒371-0048 群馬県前橋市田口町143番地1

TEL 027 - 230 - 1131

HP <http://granny.co.jp/> Mail info@granny.co.jp



特別支援学校臨時休業中の重症心身障害児ケアに関する緊急要望書

臨時休業中の特別支援学校・保育所等に勤務している

看護師・教員・保育士等を放課後等デイサービスへ配置することに関する要望

新型コロナウイルス感染拡大が深刻化し、令和2年4月16日には全都道府県を対象とする緊急事態宣言が発令された現在、官民学一体となった対策が早急に求められており、国民生活の安全を守るための「社会・命のインフラ」である障害福祉サービスは途切れることのない支援体制を整備することが急務であります。

障害福祉サービスにおける放課後等デイサービス（以下、「放課後デイ」）は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の臨時休業中、その果たす役割は極めて大きく、現在も全国の放課後デイ事業者は支援現場の第一線で見えない存在との戦いをしております。全国の放課後デイを利用する障害児の中には、自宅でも利用中の放課後デイ事業者の創意工夫で実施されている代替サービスにて支援を継続して受けられる方もいます。しかし、重症心身障害児（以下、「重心児」）の方々にとって、自宅における放課後デイの代替サービスは現実的ではなく、事業所内で継続的に支援をする必要があります。特に医療的ケアを必要としている重心児は事業所における看護職員の支援が必須と言えます。当社は、主たる対象を重心児とする放課後デイのフランチャイズチェーン本部であり、重心児を支援する上での看護職員や保育士・児童指導員等の重要性を日々感じております。それと同時に、学校の臨時休業に伴い、放課後デイにおけるサービス提供時間は午前中から午後までの長時間となり、その従事者の確保は容易ではなく、既存の従事者にかかる負担が大きくなっているのも現状です。このような事態で、重心児に対する継続的な質の高いサービスを実施する為にも、下記のような支援体制の構築を構想いたしましたので、ご検討の程お願いいたします。

(1) 主たる対象を重心児とする放課後デイにおける看護職員配置の強化

主たる対象を重心児とする放課後デイは、看護職員の1名以上配置を人員基準で求められていますが、特別支援学校等の臨時休業中はサービス提供時間が長くなること、また、この事態の終息が見えない観点から以下の看護職員の登用の容認をすることで、十分な支援体制の確保が見込めます。

- ① 臨時休業中の特別支援学校で勤務している看護師の放課後デイでの配置
- ② 医療機関で従事している看護師の放課後デイでの配置
- ③ 訪問看護事業所で従事している看護師の放課後デイでの配置

(2) 主たる対象を重心児とする放課後デイにおける保育士・児童指導員配置の強化

主たる対象を重心児とする放課後デイは、保育士もしくは児童指導員の1名以上配置を人員基準で求められていますが、上記(1)と同じ理由から以下の保育士・児童指導員の登用の容認をすることで、十分な支援体制の確保が見込めます。

- ① 臨時休業中の特別支援学校で勤務している教員の放課後デイでの配置
- ② 臨時休業中の小学校、中学校、高等学校で勤務している教員の放課後デイでの配置
- ③ 臨時休業中の幼稚園で勤務している幼稚園教諭の放課後デイでの配置
- ④ 保育所で従事している保育士の放課後デイでの配置

(3) 主たる対象を重心児とする放課後デイにおける機能訓練担当職員配置の強化

主たる対象を重心児とする放課後デイは、機能訓練担当職員の1名以上配置を人員基準で求められていますが、この職種は理学／作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員が該当します。しかし、このような資格要件の人材獲得は困難であり、以下の資格要件まで拡充することを容認することで、十分な支援体制の確保が見込めます。

- ① 看護師、准看護師、保健師
- ② 柔道整復師
- ③ あん摩マッサージ指圧師

このような支援体制の構築に向けて、厚生労働省・文部科学省より様々な形で支援下さいます体制をご検討頂きたく要望申し上げます。

以上